

預かり保育補助金の支給額算出方法

◎子育てのための施設等利用給付（第2号・第3号認定）を受けている方の支給額算出方法です。

（満3歳児クラスに在籍する子どもで、幼稚園係独自の認定を受けて補助を受ける方の支給額算出方法については、3ページ目をご覧ください。）

(1)と(2)を合わせて月額最大 16,000 円までを上限として支給します。なお、実際に支払った預かり保育料を超えない範囲で支給します。

＜国補助額＞

(1) 第2号認定児は 12,300 円（第3号認定児は 17,700 円）まで無償化の対象となるため、国の計算方法（日額単価 490 円×利用した日数）で金額を算出する。

＜区独自補助＞ ※ 第3号認定児については対象外。

(2) 次の①と②のうち、いずれか低い額を区補助額とする（上限額 3,700 円）。

① 1か月の支払額から 11,300 円を差し引いた額。

② 1か月の支払額から(1)により算出した金額を差し引いた額。

※②は(1)で算出した金額が 11,300 円を超える場合のみ。

例) 第2号認定児が定期利用で月額 16,000 円を支払い、その月の利用日数が 20 日の場合

(1) 国の制度に基づき $490 \text{ 円} \times 20 \text{ 日} = 9,800 \text{ 円}$

(2) 区の独自助成で、 $16,000 \text{ 円} - 11,300 \text{ 円} = 4,700 \text{ 円}$ → 上限額 3,700 円 を適用

(3) (1)と(2)を足して 13,500 円 を支給。

0 円	9,800 円	11,300 円	15,000 円	16,000 円
(1) 国：490 円×20 日 (9,800 円)	自己負担 (1,500 円)	(2) 区の上乗せ支援 (3,700 円)	自己負担 (1,000 円)	

(以下試算)

1 スポット（単価 1,000 円）で月に 15 日利用した場合

総支払額	区支援額	国支援額	自己負担額
15,000 円	3,700 円	7,350 円	3,950 円

2 定期（月額 13,000 円）で月に 18 日利用した場合

総支払額	区支援額	国支援額	自己負担額
13,000 円	1,700 円	8,820 円	2,480 円

3 定期（月額 15,000 円）で月に 24 日利用した場合

総支払額	区支援額	国支援額	自己負担額
15,000 円	3,240 円	11,760 円	0 円

(認可外施設等の利用に対する補助)

・施設等利用給付（第2号または第3号認定）を受けており、教育時間を含む預かり保育の提供時間数が 8 時間未満または開所日数 200 日未満の幼稚園を利用する場合、幼稚園の預かり保育のほか認可外保育施設等の利用料も無償化の対象となります。

・補助額は国の制度（第2号認定児は 12,300 円、第3号認定児は 17,700 円）の範囲内で幼稚園の預かり保育料（490 円×利用日数）を引いた額が上限となります。